

## 診療情報提供書の利用の手引き

この診療情報提供書（保健福祉サービスに対する照会書）は、医師と介護支援専門員との連携を強化する目的で、市川市医師会と、市川市介護支援専門員協議会が協力し作成しました。

本書式は、『承諾書』と『診療情報提供書』の2部構成となっており、『承諾書』は、「介護支援専門員の方が、医師から利用者の診療情報を取り寄せて良い。」という承諾を、利用者または家族からいただいた証となるものです。『診療情報提供書』は、「介護支援専門員が、医師に利用者の医学的情報などを質問する。」ためのものです。

それぞれ書式を印刷して頂きますが、診療情報提供書は2枚用意して間にカーボン紙を挟む事で複写する形の使用となります。

### 【利用に際して】

介護支援専門員は、まず診療情報提供書に医師に対する質問を記載してください。次に利用者または家族（それに準ずる人）に質問の内容を確認していただいた後、承諾書に署名をいただいでください。その承諾書・診療情報提供書を同封し、利用者または家族に渡すか、直接医師に郵送してください。利用者または家族は、医師に受診するか訪問診療をお願いして、診療が行われたことを確認してください。その際できれば、医師に診療情報が必要であることを伝えてください。返事は受診または訪問が完了してからいただくようにしてください。返信は診療情報提供書の1枚目（自筆）を返送していただき、承諾書と2枚目（複写）は医師のもとに保管していただいでください。

以上のような複雑な手続きが必要な背景には、

- 1：医師が守秘義務（患者さんの診療情報提供を無断で他人に漏らしてはいけない）を履行すること
- 2：医師から患者さんの診療情報をいただく際に、医療保険を利用することによって、情報提供の費用を安くすること

という2つの目的があります。

いずれにしても介護支援専門員は、利用者や家族の方にきちんとした説明を行い、確固とした信頼関係を築いてあることが不可欠でしょう。

### ◆使用に関しての要点を以下にまとめ、つぎに手順を要約します。

#### 〔要点〕

利用者または家族（最低でもそれに準ずる人）が

- 1：質問の内容を確認すること
- 2：承諾書に署名・捺印すること
- 3：医師の診察を受けること

医療保険の請求が成り立つために、医師に受診するか、訪問診療を行ってもらうこと。

これにより、診療情報提供書の料金が、医療保険（診療情報提供料）の対象となります。

#### 〔手順〕

- 1：介護支援専門員は、利用者または家族に診療情報提供書の内容を確認していただき、承諾書に署名・印をもらってください。（内容確認と情報提供許可）
- 2：利用者または家族の方は医師に受診し、診療情報提供書の記載を依頼してください。
- 3：医師から直接診療情報提供書を受け取るか、または郵送を依頼してください。

本書式は、市川市以外の医師に診療情報提供のお願いをする際にも使用が可能です。